

11

「政治の問題は、政治家がやることでいい。」
「社会の問題は、社会学者がやることでいい。」
「経済の問題は、経済学者がやることでいい。」
「文化の問題は、文化学者がやることでいい。」
「思想の問題は、思想学者がやることでいい。」
「宗教の問題は、宗教学者がやることでいい。」
「歴史の問題は、歴史学者がやることでいい。」
「地理の問題は、地理学者がやることでいい。」
「生物の問題は、生物学者がやることでいい。」
「物理の問題は、物理学者がやることでいい。」
「化学の問題は、化学学者がやることでいい。」
「数学の問題は、数学学者がやることでいい。」
「音楽の問題は、音楽学者がやることでいい。」
「美術の問題は、美術学者がやることでいい。」
「文學の問題は、文學学者がやることでいい。」
「哲學の問題は、哲學学者がやることでいい。」
「精神の問題は、精神学者がやることでいい。」
「心の問題は、心学者がやることでいい。」
「體の問題は、體学者がやることでいい。」
「性の問題は、性学者がやることでいい。」
「命の問題は、命学者がやることでいい。」
「死の問題は、死学者がやることでいい。」

この説によると、改進の動機も、實業の起業主たる者自身の、本業の
生産性があつた點に於いては、なお従前の如によく

（五）の一部を次のように改正する

とみなされて設定され、を削え、「第三項」を「第四項」に改める

西和四年四月十五日第三種記録物認可
名所鳥取縣鳥取市東町二丁目鳥
印所鳥取縣鳥取市東谷町鳥取印所
〔定額一兩一錢月三百円（送計支拂。）〕

東京日報

金曜日見合
（當日が休日に當
たるとときは、そ
の翌日）

◇規則
鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則
鳥取県特別金融対策資金貸付規則
◇公文規則
鳥取県警政の組織に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

規

西漢元鼎十二年腊月一日
烏程縣知事 石成二朗

第一条 この規則は、県内の中小企業者の事業運営に必要な長期通帳貸しを適正化することにより、中小企業の発展の健全化を図り、並んで中小企

(文庫) 一
第一回　この聲明において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次
の如くである。

する。

貸付の対象は、県内に事業所を有する中小企業者とする。

一の中小企業者に対する貸付金額は、一千円以内とする。

二 貸付期間は、一年以上五年以内とする。

三 貸付利率は、年八分五厘以内とする。

四 貸付利手は、年八分五厘以内とする。

五 貸付けに際し歩道金又は由賀預金は行なわれない。

(貸付けの手続)

第六条 賃金の貸付に要する者は、別に別事が定める借入申

書により、帝上團体に申し込むものとする。

二 帝上團体は、前項の規定による申込を受理したときは、金融機関別に

取りまとめた一覽表三種を作成のうえ、毎月十日までに県に送付するも

のとする。

三 一覧表は、前項の規定により一覽表を受理したときは、これを金融機関に

送付するものとする。

四 金融機関は、前項の規定により一覽表を受理したときは、すらやかに

これを審査し、これを満足と認めて貸付けを行なつたときは、その状況

を毎月県に報告するものとする。

(細則)

第七条 この規則に定めるものには、この規則の施行に際し必要な事項

は、知事が定める。

(附則)

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十一年四月一日 (第16号) (第16号) (第16号) (第16号) (第16号)

鳥取県特別金融対策資金貸付規則をここに公布する。
昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石井 順

鳥取県規則第十一号

鳥取県特別金融対策資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、県内の中小企業者等に対し、金融繁忙期における資

金を確保することにより、中小企業者等の経営の健全化を図り、もつて

中小企業者等の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「中小企業者等」とは、資本の額又は出資の額が五千万円(株式又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円)以下の会社、企業組合及び個人であつて、工場、販賣、運送業、販賣、サービス業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業として営むるもの及び知事がこれらに準ずるものと特に認めたものをい

う。

(県の貸付け)

第三条 県は、知事が指定する金融機関(以下「金融機関」という。)に対し、予算の範囲内において、金融機関が中小企業者等に特別金融対策資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

2 前項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の貸付額は、一千

以内とする。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 横田 伸一郎

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号(以下「規則」といふ)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「検査課」を「検査課」に改め、同条第二項中「検査課長」を「上記」に改める。

第二十条第一項中「検査課」を「刑事課」に改め、同条第二項中「検査課長」を「上記」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(附則)

前項の規定の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 横田 伸一郎

鳥取県公安委員会規則第三号

警察組織の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号(以下「規則」といふ)の一部を次のように改正する。

この規則を次のように改める。

(附則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県中小企業金融資金貸付規則の廃止)

2 鳥取県中小企業金融資金貸付規則(昭和三十六年六月鳥取県規則第三十号)は、廃止する。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日）

鳥取県告示第百四十八号
昭和三十九年四月鳥取
次のように改正する。

四

○訓令
○告示
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
○人委規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一項を改正する
規則

鳥取県訓令第三号

干拓事業所勤務規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年四月一日

千石事務所労務規程（昭和二十八年十一月鳥取県令第二十八号）は、
廃止する。

四
24

廿

示

346 定日配算表